

# 公立大学法人福知山公立大学 中期目標の変更について

## 1 変更理由及び変更内容

(変更理由)

情報学部情報学科新設のため

(変更内容)

中期目標「第3 教育研究上の基本組織」の表の変更及び文章の削除

| (変更前)  |          | (変更後)  |          |
|--------|----------|--------|----------|
| 学部     | 学科       | 学部     | 学科       |
| 地域経営学部 | 地域経営学科   | 地域経営学部 | 地域経営学科   |
|        | 医療福祉経営学科 |        | 医療福祉経営学科 |
|        |          | 情報学部   | 情報学科     |

なお、中期目標期間中において、基本構想及び地域社会のニーズや社会情勢等を踏まえ、学部学科編成の最適化及び早期に入学定員 200 名の実現を目指すものとする。

(削除)

## 2 情報学部情報学科新設（中期目標変更）の時期

令和2年4月1日

## 3 中期目標変更の理由

現行の中期目標の冒頭に「学部学科編成の最適化及び早期に入学定員 200 名の実現を目指す」ことが明記されており、この中期目標を達成するために「知の拠点整備構想」を策定し、情報学部情報学科の設置に取り組んできた。

令和元年11月19日に文部科学省から情報学部情報学科の設置が認可され、令和2年4月から福知山公立大学に情報学部情報学科が新設されることが決定した。このことにより中期目標で掲げる「学部学科編成の最適化」及び「入学定員 200 名」が実現されることから「第3 教育研究上の基本組織」の変更を行う。

## 4 根拠法令

中期目標の変更・・・地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要。

## 5 今後の流れ

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 令和元年 1 1 月    | 評価委員会にて意見聴取                   |
| 令和元年 1 2 月    | 中期目標の変更を福知山市議会に提案             |
| 令和 2 年 1 月 予定 | 議会議決後、市から福知山公立大学に中期計画の変更指示    |
| 令和 2 年 3 月    | 中期計画の変更認可申請                   |
|               | 中期計画の認可                       |
|               | 年度計画の届出（地方独立行政法人法第 27 条第 1 項） |

### 《地方独立行政法人法》

（中期目標）

第 25 条 **設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。**

2 略

3 **設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。**

（中期計画）

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、**設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。**

2～4 略

（年度計画）

第 27 条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第 1 項の**認可を受けた中期計画**（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。）**に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。**

2 略

### 《公立大学法人福知山公立大学定款》

（議決事項）

第 16 条 理事会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 中期目標についての意見(法第 78 条第 3 項の規程により法人が市長に対し述べる意見をいう。以下同じ)及び年度計画(法第 27 条第 1 項の規程により法人が定める計画をいう。以下同じ。)に関する事項

(2) 法の規程により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3)～(8) 略